



熊本県公報

号外第 6 号

平成 24 年 3 月 8 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

○熊本県知事選挙の選挙期日	(選挙管理委員会)	1
○熊本県知事選挙における投票用紙の様式	(〃)	1
○熊本県知事選挙における選挙長が事務を行う場所	(〃)	2
○熊本県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者	(〃)	3
○熊本県知事選挙におけるポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始日	(〃)	3
○熊本県知事選挙における政見放送日時のかじの場所及び日時	(〃)	3
○熊本県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票を記載する場所に掲示する候補者の氏名等の掲示の順序を定めるかじの場所及び日時	(〃)	3
○熊本県知事選挙における選挙公報の掲載順序のかじの場所及び日時	(〃)	3
○熊本県知事選挙における実費弁償、報酬の最高額	(〃)	4
○熊本県知事選挙における選挙会の場所及び日時	(〃)	4
○熊本県知事選挙における選挙立会人のかじを行う場所及び日時	(熊本県知事選挙選挙長)	4

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 1 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 3 条第 1 項の規定により、任期満了による熊本県知事選挙の期日を次のとおり定める。

平成 2 4 年 3 月 8 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

選挙期日

平成 2 4 年 3 月 2 5 日

熊本県選挙管理委員会告示第 1 3 号

平成 2 4 年 3 月 2 5 日執行の熊本県知事選挙の投票用紙の様式を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 6 条の 2 の規定による記号式投票に用いるものについては、知事選挙における記号式投票に関する規程（昭和 3 9 年熊本県選挙管理委員会告示第 2 9 号）第 2 条の規定にかかわらず、別記第 1 号様式の、また同法第 4 7 条、第 4 8 条の 2 及び第 4 9 条の規定による投票に用いるものについては、別記第 2 号様式のとおり定める。

平成 2 4 年 3 月 8 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

別記第 1 号様式

				○をつける欄	<p>平成二十四年執行 熊本県知事選挙投票</p>	<p>注 意</p> <p>一 投票しようとする候補者一人について その氏名の上の○をつける欄に○をつけること。</p> <p>二 ○のほかは、何も書かないこと。</p>	<p>熊本県選挙管理委員会之印</p>

備考

- 候補者の氏名には、ふりがなを付すこととする。
- 同一氏名の候補者が 2 人以上ある場合においては、候補者氏名の欄の下に所属する政党その他の政治団体（党派）名、職業、住所等届出書の記載事項中同一氏名の候補者を区別するに足りる事項を記載した欄を設けるものとする。
- 紙の色は、黄色とし、文字の色は、黒色とする。
- 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

別記第 2 号様式

平成二十四年執行 熊本県知事選挙投票	候補者氏名		<p>注 意</p> <p>一 候補者氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>

熊本県選挙管理委員会之印

備考

- 規格は、縦 9 センチメートル、横 13 センチメートルとする。
- 紙の色は、白色とし、文字は、黒色とする。
- 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第 14 号

平成 24 年 3 月 25 日執行の熊本県知事選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 24 年 3 月 8 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

熊本県選挙管理委員会室（熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館 3 階）
ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、熊本県庁新館 2 階多目的 AV 会議室で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定に基づき、平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。
平成24年3月8日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

区 分	氏 名	住 所
選 挙 長	柴田 憲保	熊本県熊本市草葉町2番27号
選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者	中村 義彦	熊本県熊本市元三町3丁目5番1号

熊本県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙において、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始日を次のとおり定める。
平成24年3月8日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

掲示開始日 平成24年3月8日

熊本県選挙管理委員会告示第17号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定に基づき、平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙の政見放送の放送日時を定める場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
平成24年3月8日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

- 1 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階
- 2 日 時 平成24年3月8日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第6項の規定に基づき、平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙において市町村の選挙管理委員会の管理する期日前投票所及び不在者投票記載場所における氏名等掲示の順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
平成24年3月8日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

- 1 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階
- 2 日 時 平成24年3月8日 午後5時30分

熊本県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき、平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙の選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
平成24年3月8日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

- 1 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階
- 2 日 時 平成24年3月9日 午後5時30分

熊本県選挙管理委員会告示第20号

平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に從事する者に対し支給するべきことができる実費弁償の最高額、選挙運動のたむける報酬及び専ら手話通訳のため使用する自動車又は船舶の上における選挙運動のたむける報酬の最高額を、次のとおり定める。

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

- 1 選挙運動に從事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000円
 - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1のイ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に從事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円
 - ロ 専ら同法141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき15,000円

熊本県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙の選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴田 憲保

- 1 場 所 熊本県庁新館2階多目的AV会議室（熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号）
- 2 日 時 平成24年3月28日 午前10時

熊本県知事選挙選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき、平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

熊本県知事選挙
選挙長 柴田 憲保

- 1 場 所 熊本県選挙管理委員会室
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階
- 2 日 時 平成24年3月22日 午後6時